

令和6年度庄内地方町村職員採用試験（上級行政）受験案内

— 庄内町用 —

令和6年7月1日

庄内町、三川町及び遊佐町で組織する庄内地方町村会が実施する、令和7年4月採用を予定とする職員採用試験です。第1次試験は3町の受験者が一堂に会し、第2次試験は各町単位で実施されます。

【試験実施団体】

庄内地方町村会

東田川郡三川町大字横山字西田 85 番地

三川町役場総務課内

電話：0235-35-7009

【問合せ先】

庄内町役場総務課総務係

〒999-7781

山形県東田川郡庄内町余目字町 132 番地 1

電話：0234-42-0128（直通）

1 試験区分

上級（大学卒業程度）行政

2 受験申込み

(1) 受付期間 令和6年7月8日（月）～ 令和6年8月2日（金）

※ 土曜日・日曜日・祝日を除く。郵送の場合は8月2日の消印有効

(2) 受付時間 午前8時30分～午後5時15分

3 試験日・試験会場及び合格発表

試験	試験日	試験会場	合格発表
第1次	9月22日 （日）	次のいずれかとなります。 （後日送付する「受験票」に明記します。） (1) 三川町子育て交流施設「テオトル」 三川町大字押切新田字桜木8番地1 (2) 三川町役場 三川町大字横山字西田85番地	10月中旬
第2次	10月下旬	第1次合格者に通知します。	11月上旬

※試験結果については、庄内地方町村会事務局より書面で通知されます。

4 受験資格

次のいずれかに該当する方

平成2年4月2日から平成15年4月1日までに生まれた方で、大学を卒業した方又は
令和7年3月31日までに卒業見込みの方

※「大学」とは、学校教育法による大学（短期大学を除く。）をいいます。

※上記にかかわらず、次のいずれか一つに該当する方は受験できません。

(1) 日本国籍を有しない方

(2) 地方公務員法第 16 条に該当する方

ア 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの方

イ 公務員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない方

ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した方

5 試験案内

(1) 第 1 次試験

■受付時間

開 始：午前 9 時 0 0 分（指定の各部屋で行います。） 終 了：午前 9 時 1 5 分

試験科目	試験時間	試験内容
教養試験 (Logical-Ⅱ)	9 : 3 0 ~ 1 1 : 3 0	●時事、社会・人文に関する一般知識を問う問題 ●文章理解、判断・数的推理、資料解釈に関する能力を問う問題
職場適応性検査	1 1 : 5 0 ~ 1 2 : 1 0	公務員としての職業生活への適応性について、職務への対応や対人関係面での性格特性をみる検査
専門試験	1 3 : 1 5 ~ 1 4 : 4 5	憲法、行政法、民法、経済理論、経済政策・経済事情、財政学・金融論、社会政策（社会福祉や社会保険などの社会保障と雇用）、政治学・行政学、国際関係、社会学・教育学 【6 分野選択】

(2) 第 2 次試験

第 1 次試験の合格者に対し、集団討論、個人面接及び作文試験を行います。

6 受験手続

申込用紙の請求	●庄内町役場総合案内、総務課総務係、立川総合支所総合支所係で配布します。 ●郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用試験（上級行政）受験申込書請求」と朱書きし、120円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角形 2 号）を同封してください。（郵便番号を必ず記入してください。） ●庄内町役場ホームページ（ http://www.town.shonai.lg.jp/ ）からもダウンロードできます。
---------	---

申 込 方 法	●提出先：庄内町役場総務課総務係 ●提出書類 ①必要事項を記入した受験申込書 ②受験票送付用封筒 (封筒(長形3号)に84円切手を貼り、郵送希望先を記入したもの) ●提出方法：お持ちいただくか郵送としてください。 (郵送の場合は、封筒の表に「職員採用試験受験申込」と朱書きし、<u>必ず一般書留郵便</u>としてください。) ●インターネットによる申込は、受付しておりません。 ●受験申込書の提出の際は、受験票に顔写真を貼る必要はありません。 ただし、受験当日は、交付された受験票に、試験日前3箇月以内に撮影した本人写真を必ず貼りつけてお持ちください。写真がない場合は、原則として受験できません。
受験票の交付	●申込者には受験票を交付します。9月2日(月)まで到着しない場合は、庄内地方町村会事務局(電話：0235-35-7009)までお問い合わせください。

7 合格から採用まで

- (1) 採用時期は令和7年4月1日を予定しています。
- (2) 採用後の身分及び待遇等については、庄内町役場総務課総務係にお問い合わせください。

8 給与

- (1) 給与は、職員の給与に関する条例・規則に基づき支給されます。
- (2) 基準となる現行初任給は、199,100円(令和6年4月1日現在)です。
※学歴・経歴等により、異なる初任給となる場合があります。

9 その他

- (1) 申込み等についてのお問い合わせは、庄内町役場総務課総務係へお願いします。
- (2) 試験当日は、受付時刻までに余裕をもっておいでください。試験開始以後に来場された方は原則として受験できません。
- (3) 受験の際は、受験票(写真貼付)、筆記用具(HBの鉛筆、消しゴム)及び昼食を持参ください。解答用紙への記入は、全てHBの鉛筆を使用することになります。シャープペンシルの使用は不可とします。
- (4) 受験票を紛失した場合は、直ちに申し出てください。
- (5) 試験結果についてのお問い合わせには応じることができません。
ただし、受験者本人に限り試験結果の情報を開示いたします。本人であることを証明する書類(マイナンバーカード、運転免許証、学生証、旅券等)をお持ちください。
なお、開示請求可能期間は、第1次試験、第2次試験のそれぞれの合格発表の日から1箇月間です。